

平成20年5月23日

特定非営利活動法人丹波・みわ

理事長 竹添 透殿

特定非営利活動法人丹波・みわ

監事 尾藤 廣喜



1 特定非営利活動法人丹波・みわ会計について

特定非営利活動法人丹波・みわ会計については、基金交付金2000万円を特別会計として別途積み立てることになっておりますので、会計上の別途特別会計として設定して下さい。

2 指定管理事業三和荘会計について

(1) 小口現金が、やはり多額になっておりますが、近隣の金融機関との関係もあるかも知れませんが、手持ち現金は、できるだけ小額とし、普通預金または郵便貯金を管理口座とすることに心がけて下さい。

(2) 修繕費、保守管理費などを当法人が負担する理由はないと考えます。今後、これらの費用の増加が予想されることから、これらの費用の立替え負担は、指定管理事業三和荘会計の大きな赤字要因となりかねません。負担区分を明確にし、管理委託者に負担を請求すべき部分は、請求し、費用の回収を図るべきです。

3 市バス事業及び移動バス事業について

これらについては、いずれも採算性を十分検討すべきであり、特に、市バス事業については、厳しく採算性が問われています。委託料の増額、車両の買い換えなど、事業委託者に、財政事情にあった負担を求めていくことが、今後この事業の維持・発展に不可欠であると考えます。

上記を除けば、収支計算書、貸借対照表、損益計算書などいずれも正確か妥当であると認めます。又、理事の業務執行に関し、法令もしくは定款に違反する事実はないものと認めます。